

■就労支援センターのあり方について

1. 障害者の就労についての現状

- 精神障害者の求職の増加

平成30年4月1日から

- 障害者の法定雇用率の引き上げ

(民間企業：2.0%→2.2%、国・地方公共団体等：2.3%→2.5%)

- 精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加される

- 「就労定着支援」が障害者福祉サービスに追加される

2. 就労支援センターに求められる機能

○就労支援

- (1) 就労希望者への支援

- ・就労面と生活面との一体的な支援（相談支援センターとの連携）

- (2) 精神障害者への支援能力の向上（専門知識・経験の確保）

- ・障害者の特徴を理解できる専門職員の配置

○就労定着支援

- (1) 企業からの相談対応及び受入企業の支援

- ・就労者や就労先との連絡・訪問により、相談を受け、助言をするなど必要に応じて関係機関と連携を図り、職場定着を促進する。

- (2) 就労アセスメントの充実

- ・障害者に対する適切な評価・マッチング

- (3) 精神障害者への支援能力の向上（専門的知識・経験の確保）

- ・障害特性を理解した迅速・適切な対応

- ・障害者の特徴を理解できる専門職員の配置

○法定雇用率の引き上げへの対応

- (1) 企業に対する理解・協力のお願

川越市地域雇用対策協議会での啓発や「障害者雇用支援月間」での資料配布などを行っている。今後、さらに啓発等に努める必要がある。

- (2) 職場開拓

障害者雇用を検討している企業に対し、提案や助言、実習支援を行い、障害者雇用に対する理解を深めてもらう。

(3) セミナーの開催

障害者の就労に携わる方を講師に招き、セミナー等を開催し、心構えや情報を提供する。

3. 就労支援センターの課題

○人員配置は、事務職のみ

→障害に対する専門的知識（障害特性の理解、アセスメント能力等）が不足している

→生活能力面に課題のある方に対して、その場で生活面に対する相談対応・助言も実施できるとよい。

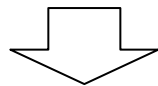
→専門職員がおらず、必ずしも適切な対応ができていないとは言えない。

○人事異動による担当職員の入れ替わり

→人事異動の都度、担当職員の育成及び登録者・関係機関との関係性を再構築しなければならない

○就労支援以外の事務負担

→就労支援以外の業務（予算決算事務、議会対応等）の負担



業務の委託化により、これらを解消できないか？

4. 就労移行事業所に事業を委託した場合の主なメリット、デメリット

【メリット】

①社会福祉士や精神保健福祉士等による専門的な知識・経験に基づいた支援ができるようになる。(症状に波のある精神障害者へより適切な対応が可能になる。)

②就労移行支援事業所の就労アセスメントの手法を生かすことができる。

③受託事業者は支援業務以外の業務を実施しないため、支援業務に集中できる。

④市の要員計画に影響されずに専門職等の人員配置（増員）ができる。

【デメリット】

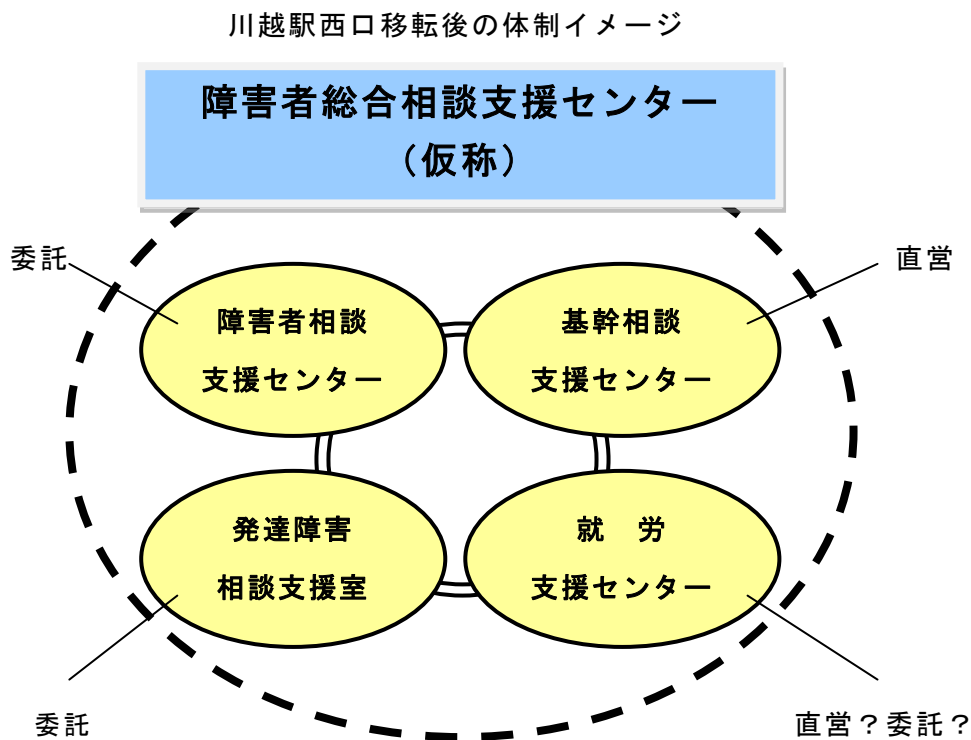
①雇用率や定着率等の数値に影響を受け、登録を受け入れない可能性がある

る。(直営の誰でも受け入れるという安心感が損なわれる)

②受託事業者により、得意不得意の分野があると支援の偏りが生じる可能性がある。

5 . 川越駅西口移転後の業務体制

平成32年度に川越駅西口に開設が予定されている「西口拠点施設」内に、平成30年度4月から新規に設置する「基幹相談支援センター」、既存の「障害者相談支援センター」、「発達障害相談支援室チューリップ」及び「障害者就労支援センター」を移転・統合し、「障害者総合相談支援センター（仮称）」として設置し、総合相談窓口として整備する予定。



6 . 委託する場合の事務の範囲

仮に委託する場合、「企業に対する理解・協力のお願ひ」、「職場開拓」、「セミナーの開催」等の事業も委託するべきか。

《参考》

1. 川越市障害者就労支援センターについて

(1) 設立

川越市障害者就労支援センター

○平成 14 年 4 月

職業センター（大字笠幡 4033-2）内に公設公営で設置

○平成 22 年 6 月

計量検査所（石原町 2 丁目 33-1）内に移転し、現在に至る

(2) 主な業務内容

○障害者やその家族からの就労相談への対応

○職場開拓、職場実習の実施等

○川越市就労支援センター事業懇話会に関すること。

(3) 人員体制

所長（事務職） 1 名、事務職員 2 名、非常勤職員 1 名

2. 他自治体の就労支援センターの設置状況

(1) 中核市での設置状況（回答数 32 市）

設置なし	直 営	委 託	そ の 他
24市	2市 （本市含む）	6市 （一部委託）	1市 （県市補助）

(2) 埼玉県内での実施形態（設置自治体：41 市町）

【直営】 13 市町（うち人口 20 万人以上：2 市、本市含む）

【委託】 28 市町（うち人口 20 万人以上：7 市）

(3) 県が設置する障害者就業・生活支援センター事業との関係

【県・市同一法人に委託】 8 市

【県委託・市直営を併設】 2 市